

○公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止規則

法人規則第80号
平成19年11月 1日

第1章 総則 (略)

第2章 公的経費の運営・管理体制 (略)

第3章 公的経費の適正な執行・管理
(事務処理方法)

第7条 公的経費の事務処理においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）及び公的研究費の交付要綱、公立大学法人福岡県立大学会計規程（平成18年法人規程第36号）及び公立大学法人福岡県立大学決裁規則（平成18年法人規則第2号）並びにその他関係規程に基づき行わなければならない。

(予算の適正管理)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、隨時公的経費に係る予算が計画通りに執行されているか確認し、予算執行が著しく遅れている場合は、研究者に対し計画通り執行するよう促し、また、研究計画遂行に問題があるときは、改善策を講じるよう促すものとする。

2 予算執行及び契約を担当する部署は、連携して、物品等の発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握するものとする。

3 総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、次に掲げる事項について、それぞれ必要な措置を講じるものとする。

- (1) 研究者と関係業者の癒着を防止するため、関係業者に誓約書の提出を求める等の対策を講じる。
- (2) 発注・検収業務については、福岡県立大学会計規程その他関係規則等の定めに基づき、原則として事務部門が実施するものとする。
- (3) 非常勤職員の勤務状況等の事務部門による把握、確認体制を整える。
- (4) 研究者の出張計画の実施状況等の事務部門による把握、確認体制を整える。
- (5) 換金性の高い物品については、台帳管理をする等の方法により適切に管理する。

(相談窓口)

第9条 理事長は、研究者の事務処理を支援し、かつ、外部からの問合せに対応するため、公的経費の申請及び報告並びに経理に関する相談窓口を、各学部及び事務局経営管理部に設けるものとする。

第4章 不正使用に係る通報等の制度 (略)

第5章 公的経費の監査 (略)

第6章 雜則 (略)

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。